

平成22年10月1日

関係業者各位

堺市

障害者の雇用の促進等に関する法律第2条に掲げる障害者について

障害者の雇用の促進等に関する法律(昭和35年法律第123号。以下「障害者雇用促進法」という。)第2条に掲げる障害者とは、原則として下記のいずれかに該当する者とするのでお知らせします。

記

1 身体障害者

身体障害者福祉法(昭和24年法律第283号)に規定する身体障害者手帳の等級が1級から6級に該当する者

2 知的障害者

児童相談所、知的障害者福祉法(昭和35年法律第37号)に規定する知的障害者更生相談所、精神保健及び精神障害者福祉に関する法律(昭和25年法律第123号。以下「精神保健福祉法」という。)に規定する精神保健福祉センター、精神保健指定医又は障害者雇用促進法に規定する障害者職業センターにより知的障害者と判定された者

3 精神障害者

次のいずれかに掲げる者で、症状が安定し、就労が可能な状態にある者とする。

ア 精神保健福祉法に規定する精神障害者保健福祉手帳の交付を受けている者

イ 統合失調症、そううつ病(そう病及びうつ病を含む。)又はてんかんにかかっている者(アに該当する者を除く。)